

業者コード変更登録票

業者コードの別		1 申請者の業者コード		2 製造所等の業者コード						
製造所等所在都道府県 (外国業者にあつては国名)										
申請者	ふりがな※									
	氏名又は名称※									
	住所又は所在地※									
	電話番号※									
	申請者の業者コード							0	0	0
製造所等	ふりがな※									
	製造所等の名称※									
	所在地※	(変更登録票では住所表記の変更のみ可能です 移転の場合は「業者コード登録票」を作成し、 製造書等の業者コードを新規取得してください)								
	電話番号※									
	製造所等の業者コード									
提出年月日										
備考										

*【変更登録年月日】

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称)

担当者名(代行者が登録する場合は、代行者情報。以下同じ。)

連絡先電話番号

連絡先FAX番号

メールアドレス

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、楷書ではつきり書くこと。
- 3 ※のある欄は変更を登録する事項がある場合のみ、変更後の内容を記載すること。
- 4 *のある欄は記入しないこと。
- 5 「業者コードの別」欄は情報の変更を登録する業者コードの別に○印を付すこと。
申請者と製造書等の両方の変更を登録する場合は、「1申請者の業者コード」と「2製造所等の業者コード」の両方に○印を付すこと。
- 6 「製造所等所在都道府県(外国業者にあっては国名)」欄は、業許可を受けようとする又は受けた製造所等の所在地の都道府県名を記載すること。外国業者にあっては国名を記載すること。
- 7 「ふりがな」欄は、氏名又は名称若しくは製造所等の名称のふりがなをひらがなで記載すること。「株式会社」等から始まる名称の場合は、「かぶしきかいしゃ」等を省略すること。
- 8 「氏名又は名称」欄は、申請者の変更の登録にあっては申請者の氏名(法人にあっては名称)を正確に記載すること。
- 9 「製造所等の名称」欄は、製造所等の変更の登録にあっては業許可等を受けようとする又は受けた製造所の名称を正確に記載すること。
- 10 「住所又は所在地」欄及び「所在地」欄は、登記した住所を都道府県名から正確に記載すること。外国業者にあっては国名も記載すること。登録できる最大文字数は 120 文字までのため適宜略称等を用いることとし、外国製造業者認定又は登録申請等の際は申請書等に同じ内容を記載すること。
- 11 「電話番号」欄は、氏名又は名称欄若しくは製造所等の名称欄に記載した製造所等の連絡先番号を記載すること。
- 12 「申請者の業者コード」欄は、申請者の業者コード(9桁の業者コードのうち下3桁が「000」のもの)を記載することとし、製造所等の変更の登録にあっても必ず記載すること。
- 13 「製造所等の業者コード」欄は、製造所等の変更の登録にあっては製造所等の業者コード(9桁の業者コードのうち下3桁が「000」以外のもの)を記載すること。
- 14 「提出年月日」欄は、変更登録票を提出する年月日を記載すること。
- 15 「備考」欄は、その他参考となる事項を記載すること。